省　令

○厚生労働省令第百六号

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律第二条第二項の規定による財産使用の承認手続に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律第二条第二項の規定による財産使用の承認手続に関する省令を廃止する省令

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律第二条第二項の規定による財産使用の承認手続に関する省令（昭和三十二年厚生省令第一号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○金融庁告示第三十六号

事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）第二十二条第一項の規定に基づき、事業性融資の推進等に関する法律施行令第二十二条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する企業価値担保権信託会社を定める件（令和八年金融庁告示第二十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年六月二十五日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）第二十二条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する企業価値担保権信託会社を次のように定め、令和八年五月二十五日から適用する。	［同上］
［一～十八　略］	［一～十八　同上］
十九　株式会社イオン銀行	［号を加える。］
二十　株式会社ＳＢＪ銀行	十九～二十一　［同上］
二十一～二十三　［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

その他告示

○金融庁告示第三十七号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二十五日

金融庁長官　伊藤　豊

一　銀行代理業者名　髙岡実千代
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道日高郡新ひだか町静内豊畑百三十五―二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年一月三十一日
許可番号　中国財務局長（銀代）第百四十二号

二　銀行代理業者名　岡　千登世
主たる営業所又は事務所の所在地　山口県岩国市美川町小川四百三十七番地二十八
許可年月日　平成二十六年二月二十五日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年一月三十一日
許可番号　中島さと子
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道紋別郡雄武町字雄武千八百四十―五十三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二日
銀行代理業者名　奥村　瞳
主たる営業所又は事務所の所在地　熊本県下益城郡美里町払川二百七十七番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二日
許可番号　近畿財務局長（銀代）第九十二号
銀行代理業者名　福永　正規
主たる営業所又は事務所の所在地　兵庫県加西市畑町四十二番地の五
許可年月日　平成二十五年五月二十九日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二日
許可番号　四国財務局長（銀代）第八十八号
銀行代理業者名　菊池イツ代
主たる営業所又は事務所の所在地　愛媛県八幡浜市郷三番耕地五番地一

七　許可年月日　平成二十八年三月九日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二日
銀行代理業者名　松本　節子
主たる営業所又は事務所の所在地　長崎県島原市有明町大三東丙百四十九―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二日

八　銀行代理業者名　緒方　満子
主たる営業所又は事務所の所在地　熊本県上天草市大矢野町維和四千九百八十七番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二日

九　許可番号　北海道財務局長（銀代）第八十一号
銀行代理業者名　鈴木　道代
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道苫小牧市啓北町一丁目十四番十五号
許可年月日　平成二十七年四月七日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二十八日

十　許可番号　東北財務局長（銀代）第三百六十一号
銀行代理業者名　奥友　栄子
主たる営業所又は事務所の所在地　岩手県花巻市胡四王一丁目十六番地十三
許可年月日　令和五年十二月十二日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二十八日

十一　銀行代理業者名　佐藤世理子
主たる営業所又は事務所の所在地　宮城県登米市迫町新田字上葉ノ木沢一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二十八日

十二　許可番号　東北財務局長（銀代）第百二十六号
銀行代理業者名　深谷江理子
主たる営業所又は事務所の所在地　秋田県大仙市大曲西根字中西根六十番二
許可年月日　平成二十四年八月二十四日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二十八日